

**「三田市新ごみ処理施設整備基本計画(案)」に対する市民意見  
の募集結果と意見に対する市の考え方について**

**1 実施概要及び結果**

(1) 実施期間

令和3年9月1日(水)～9月30日(木)

(2) 閲覧方法

ア 市ホームページ「意見募集(パブリックコメント)」での閲覧

イ 各市民センター、まちづくり協働センター

ウ 市役所本庁舎4階環境創造課、クリーンセンター

(3) 意見提出方法

住所・名前・電話番号を記入し、郵送、ファクス、Eメール、持参のいずれかで提出

(4) 意見件数

47件(6名)

**2 意見の概要と市の考え方**

- ・計画(案)を修正するもの . . . . . 3件
- ・計画(案)を修正しないもの . . . . . 44件

(1) 基本計画(案)を修正するもの

No.	意見の内容(要約)	市の考え方と対応
1	<p>現クリーンセンターは、平成23年度の大規模修繕によって、いつごろまで安定的な施設稼働が予定されているのか記載すべき。</p> <p><b>修正前</b> (P1) 三田市クリーンセンターにおいても平成21年から23年(2009年から2011年)にかけて大規模修繕を行っており、適切な維持管理を行うことで、当面の間は安定的な施設稼働ができるものと見込んでおりますが、設備機器等の経年劣化が進み施設の更新が必要となっております。</p>	<p>施設の稼働予定を加筆修正します。</p> <p><b>修正後</b> (P1) 三田市クリーンセンターにおいても平成21年から23年(2009年から2011年)にかけて大規模修繕(燃焼室、火格子、ガス冷却室、ごみクレーンなど)を行いました。適切な維持管理により、少なくとも令和9年(2027年)頃までは安定的な施設稼働ができるものと見込んでおりますが、設備機器等の経年劣化が進み施設の更新が必要となっております。</p>

<p>2 方針3:安全・安心の確保と市民に親しまれる身近な施設の表現がややこしい。</p> <p><b>修正前</b> (P4)</p> <p>ごみ処理施設は、本市から排出される一般廃棄物（ごみ）処理の全てを担う施設であることから、施設の不具合等によりごみ処理に支障が生じれば、生活環境及び公衆衛生に重大な影響を及ぼすこととなります。加えて大規模な災害時には瓦礫等の廃棄物が大量に発生することも想定され、処理が滞ることにより円滑な復旧、復興の妨げとなります。</p> <p>また、衛生的な住環境を維持し、ごみの発生抑制、再使用、再資源化を推進し、循環型社会の構築を目指すためには、市民一人ひとりがごみ処理、エネルギー利用、環境問題への関心を高め、具体的な行動に取り組むことが必要です。</p> <p>新施設は、市民生活に直結したごみ処理施設として長期にわたり安定して安全な稼働ができることに加え、強靱で安全性の高い災害に強い施設とします。</p> <p>また、災害時の防災拠点としての機能の具備を検討し、市民から頼られる施設を目指します。</p> <p>更に、ごみ問題、環境問題に対する市民意識の高揚に寄与することを目的に、環境教育・環境学習としての機能の併設を検討し、周辺の里山景観にも調和した市民に親しまれる施設とします。</p>	<p>次のように表現を修正します。</p> <p><b>修正後</b> (P4)</p> <p>ごみ処理施設は、本市から排出される一般廃棄物（ごみ）処理の全てを担う施設であり、<u>施設の不具合や大規模な災害等により、ごみ処理に支障が生じれば、生活環境や公衆衛生に重大な影響を及ぼすとともに、円滑な復旧、復興の妨げにもなります。</u></p> <p><u>新施設は、市民生活に直結したごみ処理施設として長期にわたり安定した稼働に向けて、強靱で安全性が高く、災害時や非常時の活動を支援する拠点としての機能も具備し、市民が安心して生活できるための施設を目指します。</u></p> <p>また、ごみの発生抑制、<u>再使用、再資源化を推進し、循環型社会の構築に向けて、市民一人ひとりがごみ処理、エネルギー利用、環境問題への関心を高める取り組みが必要です。</u></p> <p><u>そのため新施設は、これらの啓発に寄与する情報発信や環境教育・環境学習の機能を併設するとともに、周辺の里山景観にも調和した市民に親しまれる施設を目指します。</u></p>
---	--

<p>3</p>	<p>焼却施設の規模は、算定式に基づいて、数字を記載すること。</p> <p>焼却施設の規模 修正前 (P18) 120 t / 日</p> <p>粗大ごみ処理施設の規模 修正前 (P21) 13 t / 5 h</p>	<p>計算式に基づいて、数字を加筆修正します。</p> <p>併せて、粗大ごみ処理施設の規模についても同様に加筆修正します。</p> <p>焼却施設の規模 修正後 (P18) 施設規模 = <math>\frac{\text{処理対象量 (1日あたり)}}{\text{実稼働率} \div \text{調整稼働率}}</math> = <math>\frac{88 \text{ t / 日}}{0.767 \div 0.96}</math> ≒ 120 t / 日</p> <p>※ <math>\frac{\text{処理対象量 (1日あたり)}}{32,131 \text{ t / 年} \div 365 \text{ 日}} = 88 \text{ t / 日}</math> ※ <math>\frac{\text{実稼働率}}{(365 \text{ 日} - \text{年間停止日数} 85 \text{ 日}) \div 365 \text{ 日}} = 0.767</math> ※ <math>\text{調整稼働率} = 0.96</math></p> <p>粗大ごみ処理施設の規模 修正後 (P21) 施設規模 = <math>\frac{\text{処理対象量 (1日あたり 5h)} \times \text{計画最大変動係数}}{\text{実稼働率}}</math> = <math>\frac{6 \text{ t / 日} \times 1.39}{0.685}</math> ≒ 13 t / 5 h</p> <p>※ <math>\frac{\text{処理対象量 (1日あたり 5h)}}{2,175 \text{ t / 年} \div 365 \text{ 日}} = 6 \text{ t / 5 h}</math> ※ <math>\text{計画最大変動係数} = 1.39</math> ※ <math>\frac{\text{実稼働率}}{(365 \text{ 日} - \text{年間停止日数} 115 \text{ 日}) \div 365 \text{ 日}} = 0.685</math></p>
----------	--	---

(2) 計画(案)を修正しないもの

No.	意見の内容(要約)	市の考え方と対応
<b>第1章 策定の背景と目的(P1-P2)</b>		
1	<p>「広域化」に関する意見</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・「隣接する市町村が共同し広域処理することで効率的な運営が可能となります。」とありますが実際に行われているところがあるのか。</li><li>・広域化が可能ならば共同できる他市と協定を結ぶと良い。神戸市、丹波篠山市、加東市、猪名川町では施設整備の計画がないということですが、まだ設備や能力に問題ないということでしょうか。わざわざ記載されている意味合いが分かりません。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・兵庫県下での広域化は、阪神地域では川西市・猪名川町・豊能郡や伊丹市と豊中市があり、播磨地域では小野市・加東市・加西市、但馬地域では豊岡市・香美町・新温泉町などがあります。</li><li>・広域化については、新施設の整備に併せて検討することが必須となっています。 本計画には、広域化を目指して検討した結果、新施設の整備に併せて広域化できる施設整備の計画が隣接する市町には無かったことを記載しています。</li></ul>
2	<p>リサイクルセンターは、大規模な改修を必要としていないことで継続稼働するとのことですが、いつごろまで使用できるものなのか調査をしておくべき。</p>	<p>リサイクルセンターの具体的な使用期限は設定していませんが、長期的な稼働をめざして、日常の適正な維持管理と法定点検を実施しています。</p>

第2章 施設整備の理念・基本方針 (P3-P4)		
3	<p>「カーボンニュートラル」に関する意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・焼却エネルギーを使った発電で防災機能や地域に密着した「地産地消型エネルギーセンター」を目指すことは市民として大賛成。ただ三田市もカーボンニュートラルに取り組むということであるが、地球規模での炭素の循環、マスマランスがどうなっているのか、科学的な根拠に基づいて議論を進め市民に資料を見せるべき。</li> <li>・想定されている二酸化炭素削減量についても試算し、明記してください。また、焼却炉がゼロカーボンを達成するための条件を明文化し、実現に向けたステップや施策などを明確にしてください。</li> </ul>	<p>本計画は、家庭や事業所などから排出されるごみを適正に処理するために必要となる処理施設の内容について示したものです。</p> <p>「カーボンニュートラル」の取り組みについては、焼却炉のみで達成することは困難であり、別途ゼロカーボンシティに向けた計画を策定することとしています。</p>
4	<p>「ごみの減量対策」に関する意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・焼却施設の新設とともに可燃ごみの発生を減少させることを第一義的に述べるべき。</li> <li>・ごみ処理施設が大きなエネルギー供給源になり市民生活の助けになることは、本当に時代に即した夢のある取り組みである。ただ焼却は、最終処分であり熱源利用といえ副生である。やはり、ごみの発生源対策が基本になる。</li> <li>・三田市の一人当たりの一般廃棄物の排出量は638gとなっており、他の兵庫県にある10万人以上の市町村と比べても高い。</li> </ul> <p>また、一般廃棄物のリサイクル率を見ると、令和元年における一般廃棄物は13.8%です。兵庫県内の10万人以上の市町村は10つあり、三田市の一般廃棄物のリサイクル率は6位となっております。ただ人口がほぼ2倍の宝塚市が29.3%も叩き出している。</p>	<p>本計画は、家庭や事業所などから排出されるごみを適正に処理するために必要となる処理施設の内容について示したものです。</p> <p>「ごみの減量対策」の取り組みは、現在の第4次一般廃棄物処理基本計画において、基本理念：「みんなで作ろうごみゼロを目指す循環型のまちさんだ」、基本方針：①協働により環境に配慮した3R（発生抑制・再使用・再資源化）を推進」とし、具体的施策・取り組みにも記載しています。</p> <p>更に、令和4年度に見直しを予定している一般廃棄物処理基本計画においても、具体的な対策も含め検討することとしています。その内容は新施設の環境教育・学習機能にも活かしていきます。</p>

5	<p>「プラスチック類」に関する意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新ゴミ処理施設の基本方針に、環境省が策定した「プラスチック資源循環戦略」に記載されている目標値を含めるか、策定内容に準じて廃棄物削減やリサイクルに取り組むということを明記してください。</li> <li>・既に環境省から使い捨て・廃プラスチックに関する方針が記載されていますので、より具体的な施策等を記載ください。</li> </ul>	<p>本計画は、家庭や事業所などから排出されるごみを適正に処理するために必要となる処理施設の内容について示したものです。</p> <p>「プラスチック類」の取り組みは、プラスチック資源循環促進法の施行（令和4年4月）に向けて、国から示される具体的な取り組みを踏まえ、令和4年度に見直しを予定している一般廃棄物処理基本計画において、具体的な対策や廃プラスチック処理施設の整備の必要性も含め検討することとしています。</p>
<b>方針1：循環型社会の構築を推進する施設（P3）</b>		
6	<p>ごみ焼却による熱回収率の管理、発電した電力の使用先割合の把握が必要。</p>	<p>新施設の運営にあたっては、回収した熱量や発電量を計測するとともに、売電量についても把握に努めます。</p>
7	<p>循環型経済の文言を入れるのであれば、まずは廃棄物の排出量の削減、リユース・リサイクルの促進、有機廃棄物の再利用などの優先順位を記載し、その中で廃棄物発電の優先順位を明記してください。</p>	<p>本計画は、家庭や事業所などから排出されるごみを適正に処理するために必要となる処理施設や廃棄物発電の内容について示したものです。</p> <p>廃棄物の排出量の削減、リユース・リサイクルの促進、有機廃棄物の再利用などについては、現在の第4次一般廃棄物処理基本計画において、基本理念：「みんなで作ろう ごみゼロを目指す循環型のまち さんだ」、基本方針：①協働により環境に配慮した3R（発生抑制・再使用・再資源化）を推進」とし、具体的な施策・取り組みにも記載しています。</p>
8	<p>より効率的にエネルギーを生み出すための条件（生ごみの水切り等）なども記載し、その条件を達成するためにどのように市民への環境教育の内容等を検討していくかも記載ください。</p>	<p>生ごみの水切り等のごみの出し方については、現在の第4次一般廃棄物処理基本計画や「家庭ごみと資源の分別と出し方ハンドブック」に生ごみの水切りでごみの減量になることやごみの分別と出し方を記載しています。</p> <p>更に、令和4年度に見直しを予定している一般廃棄物処理基本計画においても、具体的な対策も含め検討することとしています。その内容は新施設の環境教育・学習機能にも活かしていきます。</p>

方針 2：経済性に優れた廃棄物処理と環境負荷が低減できる施設（P3-P4）		
9	<p>新設設備の環境負荷低減の要求規模は、設備コストに大きく影響する。新施設では最新技術の導入で、高度な環境性能と、経済性に優れたライフサイクルコストとの高い次元での両立を目指すとのことですが、いくら環境にやさしい設備といえどもオーバースペックにならないようにすべき。</p> <p>また、当初に計画した設備能力を維持管理して低下させないよう、管理マネジメントが一番重要。</p>	<p>環境保全目標の設定にあたっては、現在の標準的な技術で、過大な整備費用や運営費用の負担を伴わないよう設定しています。</p> <p>最新技術の導入にあたっては、オーバースペックとならないよう検討を進めます。</p> <p>また、施設の運営管理においては、当初の基本性能を維持管理することは重要だと考えています。ご意見は、参考にさせていただきます。</p>
方針 3：安全・安心の確保と市民に親しまれる身近な施設（P4）		
10	<p>市民が見学し、勉強できる施設として定着させるためには施設のある地元民の理解と協力が必要だと思います。そのためにもこの項目は地元民が一番の理解者になっていただかないといけないと思います。</p>	<p>新施設の整備には、これまでから地域のご理解とご協力が最も重要と考えて進めています。</p> <p>引き続き地域との合意形成を図りながら事業を推進していきます。</p>
11	<p>クリーンセンターが廃棄物削減のための教育・啓発活動の他に、循環型経済への移行を促すイノベーションを住民や地域内外の企業や団体と連携して進めることをご記載ください。</p> <p>背景：廃棄物削減に取り組んでいる企業や自治体(京都府亀岡市等)が増えているので、こうした外部組織との連携による、より効果的な施策が検討できると考えます。</p>	<p>本計画は、家庭や事業所などから排出されたごみを適正に処理するために必要となる処理施設の内容について示したものです。</p> <p>循環型経済については、国は「環境基本計画」において、環境における循環型経済を目指しており、兵庫県においても、現在、「北摂里山地域循環共生圏」の構想として、兵庫県、三田市、近隣市町と事業者が連携したモデル事業の取り組みを進めています。ご意見は、参考にさせていただきます。</p>

第3章 計画主要条件 (P5-P16)		
12	一連の設備は万が一のトラブルが発生した時に備えて危険予知や日常・定期の点検の内容や周期も含めて対応策を検討しておくのがよい。	ご意見は、処理施設の整備や運営管理などの内容を示す要求水準書等を作成するにあたり、参考にさせていただきます。
3.3 計画ごみ量の設定 (P10-P13)		
13	P11「ごみ量の推移」表で、家庭から出るごみの一人当たりの総量が、令和二年度は25,874t/111,096人で232.9kg/人、令和九年度は25,387t/108,966人で233.0kg/人となり、一人当たりのごみ発生量は減少していません。これはSDGsの趣旨に見合わず、三田市では市民の啓蒙意識が低いということでしょうか。生活上の変化では野焼き問題から農業関係のごみが増えているのかなと想像していますが、ごみが減らない根拠は何でしょう。	「ごみ量の推移」表は、第4次一般廃棄物処理基本計画の実績値を令和元年度まで更新し、補正した結果、ご意見のとおり1人当たりのごみ発生量が減少しない推計結果となっています。 一人当たりのごみ発生量が減らない要因の一つとして、人口は減少していますが、一人世帯や少人数世帯の増加が影響していると考えられます。
14	本計画、第4次一般廃棄物処理基本計画などに記載されているごみ量等のデータと、環境省の一般廃棄物処理実態調査結果との差異がある。	本計画及び第4次一般廃棄物処理基本計画には、クリーンセンターに搬入されないごみ量（家庭系：エコキャップ、小型家電、食用廃油及び処理困難物。事業系：処理困難物及び剪定枝）が含まれています。 一方、環境省の一般廃棄物処理実態調査にはそれらが含まれないために差異があります。
15	焼却施設計画ごみ処理量は、燃やすごみ・可燃残漬で年間28,561tありますが、P11表の中間処理量の焼却処理の量が該当していますが、ごみ発生量の欄から計算すると少し違うのではないかと。	計画ごみ処理量の計算は、家庭系ごみ排出量欄の燃やすごみ（収集・直接搬入）19,263tと事業系ごみ排出量欄の燃やすごみ（許可業者収集・直接搬入）8,439t及び中間処理量欄の選別後可燃残渣877tを加えたものから、再生利用量欄の新聞2t、雑誌等16t及び牛乳パック0tを除いた28,561tとなります。

16	<p>P13(4) 新ごみ処理施設で処理する災害廃棄物処理量の設定で、この災害想定ごみは、南海トラフ地震を念頭の震度 6 強の被害想定だとすれば、他地域での支援など期待できないのではないかと思います。年間処理量と同じぐらいの可燃廃棄物がでるとすればその時、三田市民はどういう生活様式をとればよいのか、自助共助だけで解決は難しいと思います。</p>	<p>市は、国や県などと災害により発生した廃棄物について、相互に連携・協力しつつ、適切に役割を分担して取り組む責務を有しています。</p> <p>したがって、災害により発生した廃棄物は、市有地などに仮置場を設けて集積し、市処理施設だけでなく、国や県の支援のもと広域的な処理体制を構築して処理することとなります。</p>
<b>3.4 計画ごみ量質の設定 (P14-16)</b>		
17	<p>燃焼残渣に含まれる有害化合物で、灰分、排気とも総量と濃度の両方で管理するようにお願いします。また高温になるほど化合物の反応性が大きくなり、腐敗性や付着性も増大するので設備の材質も重要です。</p>	<p>新施設の整備・運営にあたっては、焼却灰や排ガスが、環境保全目標（法令基準及び自主基準）を遵守できるよう設計・維持管理を行います。</p> <p>ご意見は、処理施設の整備や運営管理などの内容を示す要求水準書等を作成するにあたり、参考にさせていただきます。</p>
18	<p>過去のごみ質実績データでは、四季にあわせて調査されているのですが、全国的に見て三田地域特有のごみ質があるのでしょうか。農業地域と都市地域で違いはあるのでしょうか。</p>	<p>三田市には、既成市街地、ニュータウン、商業地域などの都市地域と農業地域があり、ごみ質に三田地域特有なものはありません。</p> <p>また、地域別のごみ質の違いは分析していません。</p>

第4章 施設規模及び炉数の検討 (P17-P21)		
4.1 施設の運転体制 (P17)		
19	<p>設備の維持管理は最重要項目で、費用の掛かる部分であり、しっかり経費を掛けて保全に努めてください。</p> <p>設備稼働後は、日常的な点検と定期的な点検を組み合わせることで適切な補修点検期間を出せるようにしてください。また、施設で働く人の適正人数や働き方も考慮したうえで稼働条件を検討してください。</p>	<p>貴重なご意見をありがとうございます。</p> <p>新ごみ処理施設が長期間にわたり安全で安定的な稼働ができるよう、参考にさせていただきます。</p>
20	<p>災害廃棄物処理のための余力が約10%ありますが、災害のない時期には運用管理上どうなるのか。他市の水害などの可燃廃棄物の処理などを計画しているということでしょうか。</p>	<p>災害廃棄物は、本市のみならず、他市の水害等の可燃ごみを受け入れる可能性もありうると考えています。平常時においても、余力は一時的なごみ量の増加や設備点検時の一炉運転に対応することが可能と考えています。</p>
4.2 施設整備規模の設定 (2) 焼却施設の系列数(炉数)(P19)		
21	<p>重要な設備は最低2系列あると安心ですが、2系列均等に使用するという考え方でしょうか。計画能力120t/日ということですので2炉だと1炉あたり60t/日となりますが、理想的な稼働モデルはどのようなチャートになるのでしょうか。</p>	<p>焼却施設の系列数(炉数)はP19に記載のとおり、「経済性」「周辺環境との調和」といった観点から総合的に判断し、「2炉」としています。</p> <p>長期間にわたり安全で安定的な稼働を目指した具体的な設備構成や操炉計画は、今後、事業者選定時に事業者から提案を求めることとなります。</p>
4.2 施設整備規模の設定 (3) 粗大ごみ処理施設の規模(P20-21)		
22	<p>粗大ごみについては、作業として最大負荷がどうなるのか、掲載資料グラフの変動が何かを調べ、変動は少ないほうが良い。</p> <p>粗大ごみ設備の規模算出についても稼働率の内容分析は設備の運用管理の上で重要な項目です。</p> <p>現状の設備の稼働率の分析結果も市民に伝えていただきたい。</p>	<p>粗大ごみ搬入量は、掲載資料グラフのとおり年末やゴールデンウィークなどお休みが多い時期、年度末や年度初めなど人の異動の多い時期に増加する傾向があります。</p> <p>粗大ごみ設備の規模は、季節的な変動にも対応できるように見込む必要がありますので、P20の計画月最大変動係数を1.39としています。</p> <p>粗大ごみ設備の規模算出及び稼働率は、P21の施設規模算定式に基づいて算出しています。</p> <p>なお、新施設では、ごみ焼却による発電状況などもホームページに掲載することを検討していきます。</p>

第5章 施設の処理技術及び処理方式の検討 (P22-P32)		
5.1 焼却施設の処理技術 (P22-P27)		
23	<p>ストーカ式ということで妥当な選択だと思います。この機会に可燃物ごみのうち植物由来のものは、個々の発生場所で有効的な処理を行えるように応援支援すると良い。</p>	<p>植物由来のごみのリサイクルについては、現在、緑のリサイクル事業（剪定枝等リサイクル事業者指定制度）の運用、学校への剪定枝粉碎機貸出しに取り組んでいます。今後は、先進事例を調査しながら研究していきます。</p>
24	<p>想定している発電効率を各処理方式に明記してください。またストーカ式を選択された理由やメリットは理解しましたが、循環型経済へ寄与したいという方針に対しては野心的ではないと考える。</p>	<p>発電効率は記載していませんが、P24の「可燃ごみ処理技術の比較」表の「想定施設規模」欄の「エネルギー供給可能量」の項目で各処理方式ごとの余剰電力量を記載しています。</p> <p>焼却方式は、循環型社会への寄与だけでなく、長期間にわたり安全で安定して稼働できる信頼性、経済性や環境保全性等を総合的に勘案して「ストーカ式焼却方式」としています。</p>
25	<p>「残渣及び生成物」に関する意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・灰分の処理に焼結させて焼き物にしてしまう手法があります。費用はかかりますが有害成分も固定されるのでタイルや植木鉢などの原料にしてはどうかと思います。</li> <li>・焼却後の灰分の有効利用は、重要な項目だと思いますが、これはごみ焼却施設の仕事というより化学工場での事業だと思いますので、そうした企業を見つけて原料として提供するのがベターだと思う。</li> </ul>	<p>焼却灰については、P27に「現在と同様に大阪湾広域臨海環境整備センターでの埋立処分を前提としますが、中長期的には、施設外での資源化も視野に入れて検討します。」と記載しています。</p> <p>ご意見は、焼却灰の資源化の参考にさせていただきます。</p>
5.2 粗大ごみ処理施設の処理技術 (P28-P32)		
26	<p>粗大ごみ処理施設は、ごみを出す側が対象物ごとにきちんと分別してくれるかどうかで処理上の手間がかなり違い、将来の検討項目になると思う。例えば、手間をかけてごみを分別すれば、何かの特典ができるような仕組みや大きなごみは地域で事前に解体分類できるような仕組み。</p>	<p>粗大ごみの排出については、令和4年度に見直しを予定している一般廃棄物処理基本計画において、市民が取り組める分別方法や仕組みなど検討します。ご意見は、参考にさせていただきます。</p>

27	<p>「粗大ごみ処理施設の処理」に関する意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・粗大ごみは、内容が千差万別なので人手の手間のかかからない設備をご検討願います。</li> <li>・粉碎はたたか切るかになるが、連続運転では回転式が優位と思う。設備の種類が限定されるから、破碎物の種類にあわせた最大公約数的な機器の選択となるが、多機能で器用な機器より、出来るだけ頑丈な機器を選ぶのが得かと思う。事業者の提案がベースになるとのことである、丸投げにならないようにお願いします。</li> <li>・埃の回収は、ガスに含まれる有害物質の有無で手法が変わりますが、ほこりそのものは湿式処理をやれば完璧です。ただし、埃は目詰まりしやすく、濡らすとあとが厄介です。付着性をクリヤーできれば乾式サイクロンで処理できればベストです。</li> </ul>	<p>粗大ごみ処理施設の方式については、P32に「事業方式によっては、事業者の提案による部分が大きくなります。よって、今後、基本設計段階において具体的な処理方式の検討を行うこととします。</p> <p>ただし、破碎処理設備については、可燃性粗大ごみ破碎機（剪断機）は非設置とし、低速回転破碎機と高速回転破碎機の組み合わせによるものとしていいます。」と記載しています。</p> <p>破碎処理設備や方式などについては、事業者の提案も含め、市が主体となって検討することとしていますので、ご意見は、参考にさせていただきます。</p>
----	--	---

第6章 環境保全目標 (P33-P45)		
28	<p>一般的には事業者と自治体と公害防止協定を結ぶが、市施設の場合の協定はどのようなのか。</p> <p>現在運用中のクリーンセンターでの基準を採用することであるが、厳守しているかどうか監視測定が義務となるが管理内容（測定頻度や測定値）などは公表されているのか。</p>	<p>現クリーンセンターでは、地域と公害防止協定を締結しています。</p> <p>測定結果は、ホームページの「クリーンセンターの維持管理状況」で公表しています。また、地域の運営協議会にも報告しており、クリーンセンターの管理棟でも測定結果を閲覧いただけます。</p>
29	<p>大気のK値規制が1.17は厳しいですが、騒音や振動・悪臭は敷地境界で基準値以下であればよいが、循環使用水の水質も含めて施設内部の職場環境に悪影響がないようにしてください。</p>	<p>環境保全については、要求水準の根幹となる事項であり、事業者に確実な遵守を求めています。</p> <p>また、作業環境についても同様に法律（労働安全衛生法等）の遵守を求めています。</p>
30	<p>温暖化ガスの排出量を目標値に入れるべき。</p> <p>背景：現在三田市がゼロカーボン計画を策定中なため、記載が困難であるというのは理解であるが、少なくとも測定していくという意思表示がないままでは、今後の計画や方針にどの程度整合しているかが不透明。今後事業所や自治体がサプライチェーン等の二酸化炭素排出量の算定の導入を想定して取り組む必要があると考える。</p>	<p>温室効果ガスの排出量の目標値は、別途ゼロカーボンシティに向けた計画を策定することとしています。ご意見は、参考にさせていただきます。</p>

第7章 付帯機能・施設の検討 (P46-P49)		
7.1 基本的な考え方 (P46)		
31	緊急事態を想定した補助設備での電源の確保や補機の運転など、安全で安定した操業は限度がない。万一の場合、設備を放置して避難するなど、最悪の緊急時を想定した対策もぜひご検討ください。	最悪の緊急事態への対応は想定しておく必要があると考えており、事業者と共に検討することとしています。ご意見は、参考にさせていただきます。
7.2 余熱利用計画 (P46-P47)		
32	同施設内での利用や公共施設への電力供給について、実現可能な取り組み及び発電量等を明記すること。	<p>発電した電力は、施設内での利用を優先としています。</p> <p>実現可能な取り組みや発電量等については、今後、事業者選定時に、公共施設などへ電力供給する地産地消を含め、事業者から提案を求めて具体化していくこととなります。</p>
33	余熱利用計画は三田市の計画とどのように整合するか明記すること。	<p>本計画は、家庭や事業所などから排出されるごみを適正に処理するために必要となる処理施設の内容について定めたものです。</p> <p>余熱利用によるエネルギー回収や温室効果ガス削減の取り組みは、別途ゼロカーボンシティに向けた計画を策定することとしています。</p>

7.4 環境教育・学習機能 (P48)		
34	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワークショップ「カーボンニュートラルでアルミ缶リサイクル、資源ゴミ溶解・鋳造ワークショップ企画」を提案します。</li> <li>・ごみ、環境問題を市民一人一人の問題として考える教育、学習機能を備える施設が具体的に推進されることを願う。</li> <li>・ごみ処理は、市民にとって重要な事業であるにも関わらず、下水と同様、あって当たり前で通常は注目されない業務である。当事者からの広報・PRが非常に重要である。環境教育・学習機能を取り上げているのは非常に良い。</li> <li>・小学生低学年でもわかりやすい学習（特に見学）ができるクリーンセンターを期待しています。</li> <li>・計画の中に定量的な数値目標などが無い中、地球温暖化対策の啓発が実現可能なのか懸念がある。例えば、鹿児島県大崎町や徳島県上勝町の施設のように住民の模範となるような取り組みを検討すること。</li> </ul>	<p>新施設では、P4「&lt;基本方針&gt;②ごみ・環境問題を市民一人ひとりの問題として考える環境教育・学習機能を具備」、P48「環境教育の一環として、啓発・展示スペース、見学通路などを設け、市民が集い学べる機能を有した市民に親しまれる施設」を目指しています。</p> <p>ご提案のワークショップや環境教育・学習機能に関するご意見は、今後、環境教育・学習機能を具体化していく際に、参考とさせていただきます。</p> <p>また、定量的な数値目標などは、別途ゼロカーボンシティに向けた計画の策定や令和4年度に見直しを予定している一般廃棄物処理基本計画において、具体的な対策も含め検討することとしています。その内容は新施設の環境教育・学習機能にも活かしていきます。</p>
<付帯機能イメージ> (P49)		
35	<p>実現性について疑問がある。このアイデアはどこから出てきたのか。また、実現可能性について何か参考資料等を明記すること。</p>	<p>&lt;付帯機能イメージ&gt;は、将来的なイメージ像を示したものです。</p> <p>具体的な内容については、今後、施設設計や事業者からの提案も含め、市が主体となって検討していくこととなります。</p>

第 8 章 プラント設備計画等の検討 (P50-P62)		
36	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ AI 利用の設備も多くなるが、怖いのは異常が起こったとき。アナログであれば異常の原因がわかりやすいが、AI で自動化された設備は原因不明なことが多く、復旧に時間がかかることが多い。損得勘定も重要であるが、一連の設備の中で最重要な設備は損得勘定度外視で検討すること。</li> <li>・ 廃棄物処理やクリーンセンターの職員の負荷を削減するためにも ICT や AI 等を活用した業務効率化を提案します。</li> </ul> <p>例えば、座間市では、ICT を活用した廃棄物回収ルートの改善など。</p>	<p>AI の活用にあたっては、先進事例も調査しながら、今後の施設設計や事業者選定の評価内容等において検討することとしています。ご意見は、参考にさせていただきます。</p>
<b>8.1 焼却施設 (P50-P58)</b>		
37	<p>エネルギー18%以上の記載のみではなく、年度別に具体的な目標値を記載ください。また、今後の施設の効率性を評価するためにも目標値の根拠を交付金以外の理由も記載ください。</p>	<p>エネルギー回収率は、今後、事業者選定時に事業者から積極的な提案を求め、より高い回収率が実現できるよう事業を進めていくこととなります。</p> <p>なお、本計画では循環型社会形成推進交付金（交付率 1/2）の交付要件である最低基準値としての 18%以上を目標値としています。</p>

第9章 土木建築等計画 (P63-P67)		
<p>38</p>	<p>「緑」にまつまれた「緑」いっぱい のクリーンセンターにして下さい。 今後、わずかであっても地球温暖化防 止、温室効果ガス(CO2)削減、緑にまつ まれたクリーンセンター。景観の形成に も必要で、周辺の山々の「緑」とは別の ことだと思えます。 また単に、植樹だけでなく、和・洋は 問いませんが「庭」も考えてみてはど うでしょうか。 四季の樹木に「花」が咲き、憩いの場 所クリーンセンターの「庭」も良い。</p>	<p>植栽については、P63「植栽計画」及び P65「敷地内緑化、屋上緑化」のとおり記 載しています。 今後、植栽計画や景観など具体的な内 容を検討することとしています。ご意見 は、参考にさせていただきます。</p>
<p>39</p>	<p>発電を計画されていることは非常に 良いと思います。焼却炉の排熱発電に加 え、管理棟その他で太陽光発電を付加出 来ないか検討下さい。</p>	<p>P65(5)再生可能エネルギー設備に 「敷地内や建物の屋根・屋上及び壁面を 活用した太陽光発電パネルの設置、自然 エネルギーの活用を図るなど、再生可能 エネルギー設備の整備について検討し ます。」のとおり記載しています。</p>

第 10 章 整備・運営の方式の検討 (P68-P72)		
<p>40</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ゴミ処理はあくまで市が主体で行うべき市民のための公共事業であり、コストだけで考えるべきではない。        するとしても「官設・民営、DB+0方式」までと考える。民間への運営委託も期間は5年以下とし、定期的に見直すのが良い。</li> <li>・DBO方式は、三田市が資金を出して、建設や運用は民間企業が実施するようですが、20年間も同じ民間企業が民営で行うのか。</li> <li>・何か問題が発生したときのリスクについて、「リスクを最も良く管理できるものが当該リスクを分担する」という原則に立って、事業開始前から双方でリスク分担を明確化することを勧める。その上で三田市のモニタリングによる事業監視、評価、検証、改善が重要になる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・DBO方式は、入札時にリスク分担等を記した要求水準書等を提示し、それらに基づき民間事業者がノウハウや創意工夫を活かして設計・建設・運営を行うものです。</li> <li>・運営委託期間は、長期にわたる計画的な修繕や効率的な運営が期待できる20年間で予定し、委託期間中は同じ事業者が運営することとなります。        運営する事業者は、本事業に参画された事業者の出資により本事業のために設立される特別目的会社（SPC）となります。</li> <li>・一般廃棄物の処理義務は市にあり、近年のごみ処理施設整備で主流となっているDBO方式においても市が事業主体となります。        市は、運営期間中、施設の運転状況や事業運営などをモニタリングし、適正に事業を推進していきます。</li> </ul>
<p>41</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、公設公営の既存施設の職員の知見や技術が活かされるよう配慮し、管理運用面で民間への丸投げとならないように市役所職員の中で、専門的な知見と技術を持った人が持続的に管理監督指導できる態勢をとるべき。</li> <li>・全て民間に委託すると、運営のノウハウが入って来ません。設計、運営のノウハウを持った技術職員を継続的に確保して行くべきであり、その方策を立て実行していくべき。</li> </ul>	<p>現在のごみ処理施設は、専門の事業者へ運転委託を行っています。</p> <p>新施設では、市が事業のモニタリングをすることになり、今後の課題としてP72に「事業期間中における市民サービスの質や環境対策の水準などを適切にモニタリングするため、市の技術職員等を一定数配属することやモニタリング体制などを構築する必要があります。」と記載しています。</p> <p>ご意見は、今後、具体的な内容を検討する際、参考にさせていただきます。</p>
<p>42</p>	<p>太陽光発電などごみ焼却と無関係の設備の維持管理はどうなるのか。</p> <p>また、売電の収益は三田市民の利益に還元されるのか。</p>	<p>新施設で整備した設備は、太陽光発電設備も含め、事業者が維持管理することとなります。</p> <p>発電による電力は、市に帰属することとしています。まず、第一に施設利用し、余剰分は地産地消として市内の公共施設に供給するなどにより、間接的に市民の利益につながると考えています。</p>

その他 計画に関する意見等		
43	<p>本計画や焼却施設を、環境基本計画やゼロカーボン計画作成前に作成する必要があったのか。特にゼロカーボン戦略は、エネルギーの脱炭素化だけでなく移動や建築物、廃棄物も含まれます。その中でも廃棄物発電の機能を担うこの計画は場合によっては修正が必要となるが、その点についてはどう考えているのか。</p>	<p>本計画は、現クリーンセンターが供用開始から約 30 年が経過し、老朽化が顕著であることから、家庭や事業所などから排出されるごみを適正に処理するために必要となる処理施設の内容を示したものです。</p> <p>ご意見の環境基本計画やゼロカーボン計画とは策定の目的が異なりますが、関連する施策や取り組みなどについては整合を図っていきます。</p>
44	<p>「事業者選定」に関する意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・三田市が資金だけを出すことで民間企業の言い値で決まるということはないか。</li> <li>・方式選定、メーカー選定に於ける選定根拠の明確化と選定過程、結果情報の情報公開が必要。</li> </ul> <p>選定過程においては、出来るだけ多くの方が関与することが必要ですが、最終的には市担当部局が主体的に関与して進めて下さい。</p>	<p>事業者選定は、今後の課題として P72 に「② 民間事業者の選定に係る透明性確保：民間事業者の選定にあたっては、コスト面のみならず、要求水準や安全、安心の確保に向けた取り組み等、事業者の創意工夫等について評価する基準を明確にする必要があります。」と記載しています。</p> <p>事業者選定は、市が主体となって選定委員会を設け、総合評価一般競争入札により公正・透明に落札者を選定し、その内容や結果は公表することとしています。</p> <p>具体的な内容については、今後、検討することとしています。ご意見は、参考にさせていただきます。</p>